

4月7日(日)は、市長選挙に併せて 住民投票が実施されます



「次回の一般選挙から市議会議員の定数を20人以下とするかどうかを問う住民投票」の実施の請求があり、この住民投票が4月7日(日)に実施されることになりました。
【問い合わせ先】総務課 (82-1121)

住民投票は、山陽小野田市長選挙に併せて実施され、市長選挙の投票に引き続いて、投票していただきます。投票ができる人は、市長選挙の選挙権を有する人と事前に登録を受けた永住外国人の人です。ただし、投票当日に選挙権がない人は投票することができません。

〈投票日〉4月7日(日)

〈投票時間〉7:00～20:00 27投票所

※松ヶ瀬、森広、湯の峠、福田の4投票所は、18時までです。

〈開票〉21:30～ 市民館体育ホール

■期日前投票実施日程

投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定があつて投票に行けない人は、次のどの場所でも期日前投票ができます。

ところ	期間
市役所	4月1日(月)～6日(土)
保健センター	8:30～20:00
埴生支所	4月1日(月)～5日(金)
	8:30～17:00

◎住民投票とは？

山陽小野田市独自の住民投票条例に基づき、市政運営上の重要事項について、住民投票により市民の意思を問うことで市民と行政との協働によるまちづくりを推進するためのものです。

今回は、市民からの請求により実施されます。

◎投票の結果は？

住民投票は即日開票され、有効投票総数の過半数をもって賛成または反対の結果が決定します。住民投票の結果に法的な拘束力はなく、市民、市議会および市長は、住民投票の結果を尊重するものとされています。なお、投票率が2分の1以上とならないときは、市民の意思が十分に集計できないため、投票が成立せず、開票されません。

永住外国人の投票資格者名簿登録

年齢満20歳以上の永住外国人(永住者または特別永住者)で、引き続き3か月以上山陽小野田市の住民基本台帳に記録されている人は、希望により投票資格者名簿に登録を受けることで住民投票を行うことができます。

登録の申請には期限があり、今回の住民投票に間に合わせるには3月25日(月)までに申請が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。
※市議会議員選挙、市長選挙など公職選挙法に基づく選挙の投票はできません。

投票の方法

投票用紙の記入方法は、「次回の一般選挙から市議会議員の定数を20人以下とすること」について

- 賛成の人は、投票用紙の「賛成」の欄に○を記入します。
- 反対の人は、投票用紙の「反対」の欄に○を記入します。

【市議会議員定数の推移】

小野田市 定数 22人・山陽町 定数 20人

平成17年 3月22日(合併) 定数 30人

平成17年 10月10日 定数 27人

平成21年 10月10日～現在 定数 24人

定数の上限について

従来、市町村議会の議員の定数は、地方自治法によって市町村の人口規模に応じて上限(山陽小野田市は30人)が定められていました。その後、地方分権の推進のため、平成22年の法改正により上限の規定が廃止され、各市町村で自由に定めることになりました。